

大気汚染緊急時における揮発性有機化合物（VOC）の排出削減について

神奈川県では、光化学オキシダントによる大気汚染が著しくなり、人の健康または生活環境に係る被害が生じるおそれがある場合は、「大気汚染緊急時」として、光化学スモッグ注意報等を発令しています。

光化学オキシダントによる被害を防止するには、揮発性有機化合物（VOC）を取り扱う事業者の皆さまによる、大気汚染緊急時におけるVOC排出量の削減（以下「緊急時措置」という。）が必要です。

そこで、次のとおり手順をまとめましたので、これを参考に事業所の状況に応じた体制等の整備と緊急時措置の実施にご協力をお願いいたします。

1 事前準備

(1) VOC排出作業の現状把握

- ☐ 大気汚染防止法の届出対象施設以外からもVOCが発生する可能性があるか、再度確認してください。

通常の製造・使用工程だけでなく、事業所内の施設管理や外壁塗装作業等においてもVOCが発生する可能性があります。



(2) 緊急時排出削減の検討

- ☐ 把握したVOC排出作業を基に、具体的な緊急時措置の方法を検討してください。

<緊急時措置の例>

- | | |
|------------------|------------------|
| ○ 乾燥工程のスピード減 | ○ タンクローリーの出入荷の調整 |
| ○ ドラム・タンク間の移送の延期 | ○ 屋外塗装の延期 |
| ○ 製造・加工ラインの一部停止 | など |

※ 上記措置はあくまで一例です。緊急時措置の方法は事業形態によりさまざまですので、各事業所の実状に応じた検討をお願いします。



(3) 緊急時措置の実施体制の整備・更新

- ☐ 検討した措置内容は、作業マニュアル、手順書等に記載し、従業員の方々に周知してください。
- ☐ 光化学スモッグ注意報等が発令された際、迅速に対応できるよう事業所内の情報伝達方法をあらかじめ定めてください。（連絡網の整備など）



⇒ 県では、光化学スモッグ情報等メールサービスを提供しています。
迅速な情報伝達のために、是非ご登録ください！

<http://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/kanshi/other/mail.html>



2 緊急時措置の実施（毎年4月～10月の対応）

光化学スモッグ注意報等が発令された際には、次のとおり対応してください。

発令内容	注意報	警報	重大緊急時警報
発令基準 光化学オキシダント濃度 1時間値(ppm)	0.12ppm以上	0.24ppm以上	0.4ppm以上
発令時の措置内容	(1) 光化学スモッグ情報等メールサービスにご登録いただいた場合、注意報、警報、重大緊急時措置が発令されるとメールが届きます。 (2) VOCの排出量もしくは飛散の量の減少ができる作業について、緊急時措置を実施してください。		
発令解除時の連絡	光化学スモッグ情報等メールサービスにご登録いただいた場合、光化学オキシダント濃度が下がり、発令が解除されるとメールが届きます。		

※ 光化学スモッグ情報等メールサービスでは、注意報等のほか、注意報の発令基準の程度に汚染するおそれがあるときに「予報」のメールが届きます。

<参考情報>

- 「揮発性有機化合物（VOC）の排出削減について」（神奈川県）
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/voc/index.html>
- 「VOC対策～揮発性有機化合物排出削減に向けた取組～」（経済産業省）
<https://www.meti.go.jp/policy/voc/index.html>
- 「揮発性有機化合物（VOC）対策」（環境省）
<http://www.env.go.jp/air/osen/voc/voc.html>

○ 大気汚染防止法（抜粋）

第2章の2 揮発性有機化合物の排出の規制等

（排出基準）

第17条の4 揮発性有機化合物に係る排出基準は、揮発性有機化合物排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる揮発性有機化合物の量（以下「揮発性有機化合物濃度」という。）について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、環境省令で定める。

（揮発性有機化合物排出施設の設置の届出）

第17条の5 揮発性有機化合物を大気中に排出する者は、揮発性有機化合物排出施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 揮発性有機化合物排出施設の種類
- 四 揮発性有機化合物排出施設の構造
- 五 揮発性有機化合物排出施設の使用の方法
- 六 揮発性有機化合物の処理の方法

2 前項の規定による届出には、揮発性有機化合物濃度及び揮発性有機化合物の排出の方法その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（排出基準の遵守義務）

第17条の10 揮発性有機化合物排出施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者（以下「揮発性有機化合物排出者」という。）は、その揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準を遵守しなければならない。

（揮発性有機化合物濃度の測定）

第17条の12 揮発性有機化合物排出者は、環境省令で定めるところにより、当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

（事業者の責務）

第17条の14 事業者は、その事業活動に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散の状況を把握するとともに、当該排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

第4章 大気の汚染の状況の監視等

（緊急時の措置）

第23条 都道府県知事は、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、ばい煙を排出する者、揮発性有機化合物を排出し、若しくは飛散させる者又は自動車の使用者若しくは運転者であって、当該大気の汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し、ばい煙の排出量若しくは揮発性有機化合物の排出量若しくは飛散の量の減少又は自動車の運行の自主的制限について協力を求めなければならない。

2 都道府県知事は、気象状況の影響により大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、当該事態がばい煙又は揮発性有機化合物に起因する場合にあっては、環境省令で定めるところにより、ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対し、ばい煙量若しくはばい煙濃度又は揮発性有機化合物濃度の減少、ばい煙発生施設又は揮発性有機化合物排出施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命じ、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合にあっては、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

○ 光化学スモッグ注意報等の発令地域区分

地 域	市 町 村
横 浜	横浜市
川 崎	川崎市
相 模 原	相模原市
横 須 賀	横須賀市
三 浦	三浦市
湘 南 (5 市 4 町)	平塚市 鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 逗子市 葉山町 寒川町 大磯町 二宮町
西 湘 (2 市 8 町)	小田原市 南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町
県 央 (7 市 1 町 1 村)	秦野市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛川町 清川村

○ 光化学スモッグ注意報等の発令基準及び解除基準

基 準		注 意 報	警 報	重大緊急時警報
発 令 基 準 気象条件からみて 各欄の基準が継続 すると認められる ことを条件とする	光 化 学	1 時間値 0.12ppm 以上 である大気の大 汚染の状態にな ったとき	1 時間値 0.24ppm 以上 である大気の大 汚染の状態にな ったとき	1 時間値 0.4ppm 以上である 大気の大汚染の状態になった とき
解 除 基 準 気象条件からみて 各欄の基準が継続 すると認められる ことを条件とする	オ キ シ ダ ン ト 濃 度	発令基準未満 となったとき	1 発令基準未満とな ったにも関わらず、 なお汚染が継続する と予想されるときは 注意報に切り換える 2 注意報の発令基準 未満となり、その状 況が継続すると認め られるときは、注意 報に切り替えること なく解除する	1 発令基準未満となっ たにも関わらず、な お汚染が継続すると 予想されるときは警 報又は注意報に切 り換える 2 注意報の発令基準 未満となり、その状 況が継続すると認め られるときは警報 又は注意報に切り 替えることなく解 除する